

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

地方公務員共済組合制度の適用拡大に伴う令和 4 年 10 月以降の
臨時的任用教職員の児童手当の取扱いの一部訂正について（通知）

令和 4 年 10 月以降の臨時的任用教職員の児童手当の取扱いについては、令和 4 年 7 月 27 日付
け 4 高教福第 572 号にて通知したところです。

このたび、内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室から、別紙事務連絡のとおり通知があり、
通知済みの内容の一部を訂正することとなりました。

訂正内容については下記のとおりですので、お手数をおかけしますが、貴管内の小中学校等に
周知くださいますようお願いいたします。

記

1 訂正内容

臨時的任用教職員の児童手当については、共済組合の長期給付の対象から外れるため、施行
日に受給権を消滅させることとなる。よって、消滅の事実発生日が令和 4 年 10 月 1 日となり、
10 月分までは高知県から、11 月分以降は住所地の市町村からの支給となる。

2 手続きに関して

変更なし

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
Mail 310601@ken.pref.kochi.lg.jp



事務連絡
令和4年9月1日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等
に伴う児童手当の取扱いについて

児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員の範囲については、「児童手当法等の施行について（施行通達）」（昭和46年9月4日付け児発495号厚生省児童家庭局長通達）で示しているとおおり、国又は地方公共団体が使用者の立場から共済組合の長期給付に要する費用にあてるための負担金を負担している者の範囲と同一としているところです。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年年金改正法」という。）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第265号。以下「国共済令等改正令」という。）及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第266号。以下「地共済令等改正令」という。）が令和4年8月3日に公布され、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）における職員及び長期給付に関する規定を適用しない者の範囲について所要の改正を行うこととし、同年10月1日から施行されることとなりました。

令和2年年金改正法の一部並びに国共済令等改正令及び地共済令等改正令（以下「関係法令」という。以下同じ。）が令和4年10月1日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、児童手当等（児童手当及び児童手当法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給事務について、特に留意すべき点を下記にまとめましたので、各都道府県・指定都市教育委員会の担当者におかれては、内容について御了知の上、職員管理・福利厚生部局等の、所属職員への児童手当支給事務を担当する部（局）及び担当者に

周知いただくとともに、貴管内市（指定都市を除く。）区町村に周知していただくようお願いいたします。

なお、地共済令等改正令による改正内容については、「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和4年8月3日付け総行福第290号）も参照ください。

記

1 新たに短期給付等の適用が拡大される非常勤職員について

関係法令の施行に伴い、施行日以後、新たに短期給付等の適用が拡大される非常勤職員（国共済令等改正令による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和37年政令第207号）第12条第2項又は地共済令等改正令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「改正後地共済令」という。）第24条の2第1項に該当する者をいう。）には、長期給付が適用されないことから、当該職員に係る児童手当等については、引き続き、住所地の市区町村から支給すること。

2 施行日以後に職員となった2か月以内の期間を定めて使用される者等について

施行日以後に職員となった者であって、国に2か月以内の期間を定めて使用される者、地方公共団体に臨時的任用職員として、又は2か月以内の期間を定めて使用される者は、長期給付が適用されないことから、当該者の児童手当等は、住所地の市区町村長が支給すること。

3 施行日前に組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者について

施行日前に共済組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者は、関係法令による改正後の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定にかかわらず、施行日以後も退職するまでの間は、長期給付が適用されることから、児童手当法第17条第1項に規定する「公務員」に該当するものとして取り扱うこと。ただし、施行日前から地方公共団体に使用されている臨時的任用職員（改正後地共済令第2条第2項第1号又は同項第2号に規定する者をいう。）であって、下記に該当する者については、それぞれ下記の取扱いをすること。

- (1) 2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該期間を超えて使用されるに至った者は、当該定めた期間を超えるに至った日に長期給付の対象から外れるため、当該「至った日」に受給権を消滅させたいと、住所地の市区町村に認定の請求を行う必要がある旨を、当該受給者に対して確実に周知すること。

(2) 2か月超の期間を定めて使用される者（2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該期間を超えて使用されることが見込まれる者を含む。）は、施行日に共済組合の長期給付の対象から外れるため、施行日に受給権を消滅させたいうで、10月中に住所地の市区町村に認定の請求を行う必要がある旨を、当該受給者に対して確実に周知すること。

※ この場合、10月支給分は所属庁から、11月支給分以降は住所地の市区町村から支給することとなる。

以上